平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	38

府省庁名　国 土 交 通 省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税　その他（　　）
要望項目名	ＪＲ貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長
要望内容（概要） 関係条文	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ＪＲ貨物が第三セクター（総務大臣告示により指定）から借り受けた償却資産 ・特例措置の内容 固定資産税　：　課税標準　　当初５年度分１／３、その後５年度分２／３ 〔 地方税法附則第 15 条第 35 項、地方税法施行令附則第 11 条第 50 項、第 51 項、地方税法施行規則附則第 6 条第 74 項 〕
要望理由	平成 17 年２月の京都議定書の発効を受け、環境にやさしい輸送機関である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの重要性は一層増大しているところである。鉄道貨物輸送の大宗を担っているＪＲ貨物については、鉄道貨物輸送の近代化のための老朽化設備の取り替えや輸送効率化等を図るために大規模な設備投資を速やかに行い、モーダルシフト促進の要請に応えていくことが喫緊の課題となっている。 そのため、ＪＲ貨物は厳しい経営状況の中、合理化を進めることで資金を捻出し、鉄道貨物輸送の近代化・効率化のための投資を推進してきているところである。 現在整備を進めている北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業（平成 19～22 年度）は、鹿児島本線のコンテナ輸送力を増強することによって、東京から福岡まで１編成１３００トン列車による輸送を一貫して実現しようとするもので、また、隅田川駅鉄道貨物輸送力増強事業（平成 21～24 年度）は、隅田川駅構内の改良を行うことで、２０両編成列車対応、大型コンテナの取扱の拡大、機関車留置機能の整備を行うことにより、北海道・東北・北陸地区から関東地区間における鉄道貨物輸送力増強を実現しようとするものである。 鉄道貨物輸送力増強事業を支援し、ＪＲ貨物の経営体質改善とともに、モーダルシフトの促進を図るためには、本特例措置の延長が必要である。
減収見込額	（初年度）　－　（８）　　（平年度）　－　（８）　　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税　　・融資、補助金その他 幹線鉄道等活性化事業費補助
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税　　・融資、補助金その他 幹線鉄道等活性化事業費補助
過去の要望経緯	平成 12 年度税制改正要望提出（創設） 平成 14 年度税制改正要望提出（延長） 平成 16 年度税制改正要望提出（延長） 平成 18 年度税制改正要望提出（延長） 平成 20 年度税制改正要望提出（延長）
本要望に対応する縮減案	